

令和2年度 第1回恵庭市政治倫理審査会

令和2年7月17日（金）10時00分

市役所3階 301・302会議室

《 次 第 》

1 委嘱状の交付

2 市長挨拶

3 自己紹介

4 会長及び副会長の選出

5 議事・報告

1) 恵庭市政治倫理制度の概要について

2) 政治倫理条例施行規則の一部改正について

(報告)

3) 市長及び副市長の資産等報告書等の提出及び閲覧状況について

(報告)

6 その他

第 1 3 期（R2.7.1～R4.6.30）恵庭市政治倫理審査会委員名簿

氏 名（50 音順・敬称略）	履 歴	備 考
おおた み ほ 太 田 実 保	1 期目	
きつない いさむ 橘 内 勇	5 期目	
せがわ まゆみ 瀬 川 真 弓	5 期目	
たかの しんいち 高 野 真 一	2 期目	
つるた つとむ 鶴 田 力	5 期目	
てらさわ みちえ 寺 澤 道 恵	1 期目	
まつもと ふみのり 松 本 史 典	5 期目	

【恵庭市政治倫理制度の概要について】

1 恵庭市政治倫理条例（平成6年制定）の目的

市政が市民の厳粛な信託によるものであることを認識し、市民全体の奉仕者として政治倫理の向上に努めるとともに、自己の地位による影響力を不正に行使して、自己の利益を図ることのないよう必要な措置を定め、併せて、市民も市政に対する正しい認識と自覚に基づく高い倫理観のもとに、公正で民主的な市政の発展に寄与することを目的とします。

2 恵庭市政治倫理条例の対象者

市長、副市長及び市議会議員に適用されます。

3 求められる市長等の対応

(1) 条例に定める政治倫理基準の遵守（条例第2条）

- ① 市民全体の代表として、その品位と名誉を損なうような一切の行為を慎み、その職務に関し不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。
- ② 市民全体の奉仕者として、人格と倫理の向上に努め、その地位を利用していかなる金品も授受しないこと。
- ③ 市が行う請負契約、一般物品納入契約及び職員採用に関し、特定の企業、団体及び個人のために推薦、紹介等有利な取り計らいをしないこと。
- ④ 政治活動に関し、政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条に規定する資金管理団体に対する企業及び団体からの寄附等については、市民から批判を受けないようにすること。

(2) 資産等に関する報告書の提出（条例第3条から第5条まで）

資産等報告書等	基 準	提出期日	報告項目
資産等報告書	就任日	就任日から100日 を経過する日まで	・土地、建物、預金及び貯金、 有価証券、自動車、船舶、航 空機、美術工芸品等
資産等補充報告書	12月 31日	4月1日から 4月30日まで	・資産等報告書の項目につい て、新たに有すること又は有 しないこととなった事項
所得等報告書	前年	4月1日から 4月30日まで	・各種所得の金額 ・贈与税の課税価格 ・市税等の未納額
関連会社等報告書	4月1日	4月2日から 4月30日まで	・当該会社その他の法人の名 称及び住所並びに当該職名

※ 関連会社等報告書は、報酬を得て会社等の職に就いている場合に限る。

(3) 契約の制限（条例第14条）

議員、市長及び副市長が、市の請負契約及び下請け工事並びに10万円を超え
る物品納入契約に関し、地方自治法に規定する者である場合には、当該契約をす
ることができません。 ※

※ 地方自治法に規定する者とは・・・

普通地方公共団体に対し請負をする者及びその支配人又は主として同一の行
為をする法人の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれら
に準すべき者、支配人及び清算人

(4) 贈収賄罪に係る説明会の開催（条例第10条から第12条まで）

次に該当するときは、市民に対する説明会を開催することとされています。

- ① 容疑により逮捕され、引き続きその職にとどまろうとする場合
- ② 起訴され、引き続きその職にとどまろうとする場合
- ③ 第1審において有罪判決を受け、引き続きその職にとどまろうとする場合

※開催については、①は努力義務、②及び③は義務規定。

4 政治倫理に関する市民等の権利

(1) 資産等報告書等の閲覧（条例第6条）

資産等報告書等の閲覧（写しの交付）を請求することができます。

(2) 資産等報告書等に対する審査請求（条例第8条）

資産等報告書等について疑義があるときは、署名により、審査請求をすることができます。

必要署名数：有権者の総数の500分の1以上

(3) 政治倫理基準に違反すると認められる場合の説明会開催請求（条例第9条）

市長等が政治倫理基準に違反すると認められるときは、署名により、議長又は市長に説明会の開催を請求することができます。

必要署名数：有権者の総数の300分の1以上

(4) 贈収賄罪に係る説明会開催請求（条例第10条から第12条まで）

市長等が贈収賄罪に係る説明会を開催しないときは、署名により、説明会の開催を請求することができます。

必要署名数：有権者の50人以上

5 政治倫理審査会の組織、業務等（条例第7条）

市長等の政治倫理に関し、疑義が生じた場合の審査等を行うための機関として政治倫理審査会（以下「審査会」という。）が設置されています。

（1）組織

- 審査会の委員は7名で、任期は2年以内です。
- 恵庭市議会議員及び市長の選挙権を有する市民で、社会的信望があり、識見の高い者のうちから、市長が委嘱します。

（2）所掌事務

- 市長から求められた資産等報告書等及び説明会開催請求（政治倫理基準違反）の審査
- 資産等報告書等及び説明会開催請求（政治倫理基準違反）の審査した結果についての意見書の作成

（3）その他

- 審査会の委員は、職務上知り得たことを他に漏らしてはいけません。また、その職を退いた後も同様です。
- 審査会の委員は、公平かつ適正にその職務を遂行しなければなりません。

【政治倫理条例施行規則の一部改正について】

1 恵庭市政治倫理条例施行規則の改正の経緯

恵庭市の情報公開制度が市民にとってより分かりやすく、より明確になるよう恵庭市情報公開条例施行規則（以下「情報公開規則」という。）を改正しています。（平成31年4月1日施行）

情報公開規則の改正に伴う条ずれのため、恵庭市政治倫理条例施行規則の一部が改正されています。

2 恵庭市政治倫理条例施行規則の改正点

改正前	改正後
第1条～第11条（略） （資産等報告書等の写しの交付） 第12条 資産等報告書等の写しの交付(以下「写しの交付」という。)を受けようとする者は、前条第1項に規定する資産等報告書等の閲覧を行うことができる日以後に、第11条第2項に規定する資産等報告書等閲覧・写し交付申請書を、議員に係るものについては議長に、市長等に係るものについては市長に提出しなければならない。 2（略） 3 写しの交付に要する費用は、恵庭市情報公開条例(平成6年条例第18号)第21条及び恵庭市情報公開条例施行規則(平成6年規則第20号)第5条の規定を準用する。	第1条～第11条（略） （資産等報告書等の写しの交付） 第12条 資産等報告書等の写しの交付(以下「写しの交付」という。)を受けようとする者は、前条第1項に規定する資産等報告書等の閲覧を行うことができる日以後に、第11条第2項に規定する資産等報告書等閲覧・写し交付申請書を、議員に係るものについては議長に、市長等に係るものについては市長に提出しなければならない。 2（略） 3 写しの交付に要する費用は、恵庭市情報公開条例(平成6年条例第18号)第21条及び恵庭市情報公開条例施行規則(平成6年規則第20号)第13条の規定を準用する。